

# 目次

## 近畿運輸局編

### 《法令の改正》

◎車 両 法：令和5年6月16日  
法律第63号まで

◎施行規則：令和6年11月13日  
国土交通省令第99号まで

◎点検基準：令和5年10月20日  
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年1月31日  
第62次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な法改正	4

## 第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	15
3 保安基準	21
4 自動車の点検整備制度	22
5 自動車の検査制度	32
6 整備工場の認証制度	43
7 指定制度（工場関係）	51
8 指定制度（検査員関係）	62
9 指定制度（保安基準適合証関係）	64
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	79

## 第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	88
2 自動車の装置一般	96
3 自動車の車体関係	102
4 自動車の室内関係	113
5 自動車の騒音・排ガス関係	124
6 自動車の灯火関係	129
7 警音器・後写鏡・速度計 他	147
8 テスタ等による機能維持確認	154

## 第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	180
2 年度別計算問題	181

## 第4章 年度別試験問題

1 令和6年度 第1回	213
2 令和6年度 第2回	226
3 令和5年度 第1回	238
4 令和5年度 第2回	249
5 令和4年度 第1回	262
6 令和4年度 第2回	275

## 第5章 暗記ノート

## 1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	8
3. 自動車の種別 (法令)	9
4. 自動車の種別 (別表第1)	10

## 2 自動車の登録制度

1. 登録の一般効力	15
2. 新規登録の申請	15
3. 登録事項の通知	16
4. 自動車登録番号標の封印等	16
5. 変更登録・移転登録	17
6. 一時抹消登録	18
7. 自動車登録番号標の表示の義務	18
8. 車台番号等の打刻	19
9. 打刻の塗まつ等の禁止	20
10. 職権による打刻等	20
11. 臨時運行	21

## 3 保安基準

1. 保安基準	21
---------	----

## 4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	22
2. 日常点検整備	23
3. 定期点検整備 (期間)	23
4. 定期点検整備 (内容)	27
5. 定期点検整備 (走行距離等)	29
6. 自動車車庫の基準	29
7. 点検整備記録簿	30
8. 整備命令	32

## 5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	32
2. 新規検査	33
3. 自動車検査証の有効期間	33
4. 自動車検査証の有効期間 (起算日/法令)	35
5. 自動車検査証の有効期間 (起算日/実務)	35
6. 継続検査	37
7. 自動車検査証の備付け・ 検査標章の表示	38
8. 自動車検査証記録事項の変更	38
9. 構造等変更検査	39
10. 自動車検査証等の再交付	40
11. 予備検査	40
12. 限定自動車検査証	40
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	41

## 6 整備工場の認証制度

1. 自動車特定整備事業の種類	43
2. 認証	44
3. 認証基準	44
4. 特定整備の定義	45
5. 特定整備事業者の変更届	46
6. 特定整備事業者の標識	46
7. 特定整備事業者の義務	46
8. 特定整備記録簿	47
9. 特定整備事業者の遵守事項	47
10. 整備主任者	50

## 7 指定制度 (工場関係)

1. 指定自動車整備事業の指定等	51
2. 工員数、設備の有無等の基準	51
3. 検査の設備の基準	53
4. 作業場等の基準の解釈	53
5. 対象自動車の指定	54
6. 自動車の検査の設備の共用	55
7. 設備の維持	55
8. 検査用機器の校正	56
9. 検査用機器の構造と取扱い (サイドスリップ・テスト)	57
10. 検査用機器の構造と取扱い (ブレーキ・テスト)	58
11. 検査用機器の構造と取扱い (速度計試験機)	58
12. 検査用機器の構造と取扱い (前照灯試験機)	59
13. 検査用機器の構造と取扱い (騒音計・音量計)	60
14. 検査用機器の構造と取扱い (一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器)	60
15. 検査用機器の構造と取扱い (黒煙測定器)	61
16. 検査用機器の構造と取扱い (オパシメータ)	61

## 8 指定制度 (検査員関係)

1. 自動車検査員の選任と要件	62
2. 自動車検査員の解任	63

## 9 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	64
2. 保安基準適合証等の交付範囲	65
3. 指定事業者の点検の基準	66
4. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	67
5. 自動車検査員による証明（同一性の確認）	69
6. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	70
7. 自動車検査員の服務	71
8. 自動車検査員の作業範囲	72
9. 保安基準適合証等の有効期間	73
10. 保適を提出した場合の取扱い	74
11. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	74
12. 保安基準適合標章の表示	75
13. 保安基準適合証の取扱い （不正使用の防止等）	75
14. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	76
15. 自賠償保険証明書の備付け	77
16. 自賠償保険証明書の提示	78
17. 限定保安基準適合証	78

## 10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	79
2. 指定整備事業者の罰則の適用	80
3. 指定整備事業者の変更届	80
4. 検査対象外軽自動車の使用の届出	81
5. 不正使用等の禁止	81
6. 不正改造の禁止	81
7. ニューサービス等	82

# 1 目的・用語・自動車の種別

## 1 車両法の目的

〔過去出題例〕

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の（ ）を増進することを目的とする。〔R6.2〕
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(②) の防止その他の(③) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。〔R6.1〕
- ☑3. この法律は、(①) に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②) の健全な発達に資することにより、公共の(③) を増進することを目的とする。〔R5.2〕
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、( ) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の( ) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。〔R5.1〕
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①) 等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②) の健全な発達に資することにより、公共の(③) を増進することを目的とする。〔R4.2〕
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の(②) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(③) に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。〔R4.1〕
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①) 性の確保及び(②) の防止その他の環境の保全並びに(③) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。〔R3.2〕
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに(②) についての技術の(③) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(④) に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。〔R3.1〕
- ☑9. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の(①) 及び公害の防止その他の環境の(②) 並びに(③) についての技術の向上を図り、併せて自動車の(④) の健全な発達に資することにより、公共の(⑤) を増進することを目的とする。〔R2.1〕
- ☑10. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①) 等を行い、並びに安全性の(②) 及び公害の防止その他の環境の(③) 並びに整備についての技術の(④) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(⑤) に資することにより、公共の福祉を(⑥) することを目的とする。

〔R1.2〕

- ◎正解 1…福祉：2…①所有権/②公害/③環境：3…①道路運送車両/②整備事業/③福祉：  
4…所有権/環境：5…①公証/②整備事業/③福祉：6…①所有権/②環境/③発達：  
7…①安全/②公害/③整備：8…①所有権/②整備/③向上/④発達：  
9…①確保/②保全/③整備/④整備事業/⑤福祉：  
10…①公証/②確保/③保全/④向上/⑤発達/⑥増進

**[関係法令]**

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
  - ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
  - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
  - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
  - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

**2 用語の定義**

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、( )、原動機付自転車及び( )をいう。[R4.1]
- ☑2. この法律で「自動車」とは、( )により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R6.1]
- ☑3. この法律で「( )」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.2]
- ☑4. この法律で「自動車」とは、( )により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより( )して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.1/R3.1]
- ☑5. この法律で「自動車」とは、(①)により(②)を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して(②)を移動させることを目的として製作した用具であって、同条第3項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R2.1]
- ☑6. この法律で「(①)」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。  
 この法律で「運行」とは、(②)又は(③)を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。[R6.2]
- ☑7. この法律で「運行」とは、( )又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

[R3.2]

- ◎正解 1…自動車/軽車両：2…原動機：3…自動車：4…原動機/牽引：  
 5…①原動機/②陸上：6…①軽車両/②人/③物品：7…人

**[関係法令]**

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

## 8 特定整備記録簿

### [過去出題例]

1. 法第91条第1項第5号の国土交通省令で定める特定整備記録簿に記載しなければならない事項は、次の通りとする。[R6.1]
- (1) 特定整備時の総走行距離
  - (2) 第62条の2の2第1項第7号に規定する(①)の氏名
  - (3) 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに(②)

◎正解 1…①整備主任者/②認証番号

### [関係法令]

#### ◆車両法◆第91条(特定整備記録簿)

1. 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
  - (2) 特定整備の概要
  - (3) 特定整備を完了した年月日
  - (4) 依頼者の氏名又は名称及び住所
  - (5) その他国土交通省令〔施行規則第62条の2〕で定める事項  
▷その他の事項は次に掲げるもの。
    - ①特定整備時の総走行距離
    - ②整備主任者の氏名
    - ③自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号
2. 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。  
▷使用者からの請求の有無に係わらず、交付しなければならない。
3. 特定整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。  
▷特定整備記録簿及び指定整備記録簿の保存期間は、自動車の種別等に係わらず、一律2年間である。

## 9 特定整備事業者の遵守事項

### [過去出題例]

1. 自動車特定整備事業者は、点検又は整備の作業に係る( )について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。[R3.1改]
- イ. 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合
  - ロ. 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
2. 自動車特定整備事業者は法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場において当該作業に係る料金について、事業場において依頼者の見やすいように掲示することに代えて、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆が閲覧できるようにした。[R6.2]
3. 自動車特定整備事業者は、定期点検整備作業の依頼者への説明及び( )を記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録を提供すること。[R3.1]
4. 自動車特定整備事業者は、依頼者に対し、行っていない(①)若しくは(②)の料金を請求し、又は依頼されない(①)若しくは(②)を不当に行い、その料金を請求しないこと。  
[R5.2/R5.1/R4.2/R4.1/R3.2/R2.1]
5. 自動車特定整備事業者は、道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の( )を行わないこと。[R5.1]



- ☑6. 電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業者の事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の（ ）に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び（ ）を実施すること。[R3.2]
- ☑7. 電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業者の事業場にあつては、当該電子装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の（ ）に固有の技術上の情報に基づき、必要な（ ）及び整備を実施すること。[R3.1]
- ☑8. 自動車特定整備事業者は、他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを（ ）こと。[R5.2]
- ☑9. 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。[R1.2改]
- (1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において(①)の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
    - イ. 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合
    - ロ. 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
  - (2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の(①)に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の(②)を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
  - (3) (①)に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
  - (4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
  - (6) の2 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう）を大気中に放出しないこと。
  - (9) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という）をすることを要求し、依頼し、若しくは(③)、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

◎正解 1…料金：2…×：3…概算見積り：4…①点検/②整備：5…改造：6…型式/整備：7…型式/点検：8…助けない：9…①依頼者/②概算見積り/③唆し

## [関係法令]

### ◆車両法◆第91条の3（遵守事項）

1. 自動車特定整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令〔施行規則第62条の2の2〕で定める事項を遵守しなければならない。
  - ▷「励行（れいこう）」決められたことをその通りに実行すること。
  - ▷「遵守（じゅんしゅ）」決められたことに従うこと。

### ◆施行規則◆第62条の2の2（自動車特定整備事業者の遵守事項）

1. 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

- イ、自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合 [新設]
- ロ、自ら管理するウェブサイトを有していない場合 [新設]
- (2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- ▷電磁的記録とは、データのこと。CD-ROMなどに記録され、コンピュータで処理される記録。電子メールもこれに該当する。
- (3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- (4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報 [自動車メーカー等から提供される点検・整備の情報] に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。
- (6) の2 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類を大気中に放出しないこと。 [新設]
- (6) の3 検査整備用電子情報処理組織 (車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ) を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。 [新設]
- (6) の4 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。 [新設]
- (9) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分違反する行為 (以下この号において「違反行為」という) をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
- ▷「唆(そそのか)す」その気になるように誘いすすめる。

#### ◆整備事業の取扱い◆別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

##### 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項

法第91条の3の規定に基づく車両法施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1. 定期点検整備作業に係る料金の掲示
  - (2) 料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見やすい位置とする。
2. 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供
  - (2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。



第2章は、特にことわりのない限り、令和7年1月に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録しています。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

## 1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	88
2. 不適切な補修等	91
3. 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認	92
4. 長さ、幅及び高さ	92
5. 最低地上高	93
6. 車両総重量・軸重・輪荷重	93
7. 安定性	94
8. 最小回転半径	95
9. 接地部及び接地圧	95

## 2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	96
2. 速度抑制装置	96
3. 空気入ゴムタイヤ	97
4. 操縦装置	98
5. 施錠装置	99
6. 制動装置	99
7. 緩衝装置	101
8. 電気装置	101

## 3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（フェンダ）	102
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）	104
3. 車枠及び車体（側面方向指示器の突出）	105
4. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	106
5. 車体表示	107
6. 巻込防止装置	108
7. 突入防止装置	109
8. 前部潜り込み防止装置	111

## 4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	113
2. 運転者席	114
3. 座席	115
4. 座席ベルト	116
5. 座席ベルト非装着時警報装置	118
6. 頭部後傾抑止装置	119
7. 乗降口	120
8. 非常口	120
9. 物品積載装置	121
10. 窓ガラス（性能）	121
11. 窓ガラス（貼付物等）	122

## 5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	124
2. 排出ガス等発散防止装置	126
3. 排出ガス等発散防止装置（機能維持）	126
4. ブローバイ・ガス還元装置	127
5. 排出ガス等発散防止装置（排気管）	127

## 6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	129
2. すれ違い用前照灯	129
3. 前部霧灯	130
4. 側方照射灯	131
5. 車幅灯	132
6. 前部上側端灯	133
7. 昼間走行灯	133
8. 前部反射器	133
9. 側方灯&側方反射器	134
10. 番号灯	135
11. 尾灯	136
12. 後部霧灯	136
13. 後部上側端灯	137
14. 後部反射器	137
15. 大型後部反射器	138
16. 制動灯	139
17. 補助制動灯	140
18. 後退灯	141
19. 方向指示器	142
20. 補助方向指示器	144
21. その他の灯火等の制限	145

## 7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	147
2. 非常信号用具	147
3. 後写鏡	147
4. 直前及び側方の視界	149
5. 窓ふき器等	151
6. 速度計	152
7. 消火器	152
8. 内圧容器	152
9. 緊急自動車	153
10. 道路維持作業用自動車	153
11. 自主防犯活動用自動車	153
12. 基準の緩和	154

## 8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）	154
2. 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）	154
3. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	155
4. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）/規制値	155
5. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）/測定方法	158
6. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	166
7. 光吸収係数による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）	169
8. 光吸収係数の測定方法	170
9. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）	176
10. 警音器の音の大きさ（騒音計）	178
11. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	179

## [関係法令]

## ◆審査規程7-26 電気装置・要約

[蓄電池（バッテリー）] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい）ものとする。

[ハイブリッドカー等の高電圧配線色（\*）]

※この基準は、平成28年6月22日以前（平成26年6月23日以降の型式指定自動車を除く）に製作された自動車には適用されない。

- 電力により作動する原動機を有する自動車の高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

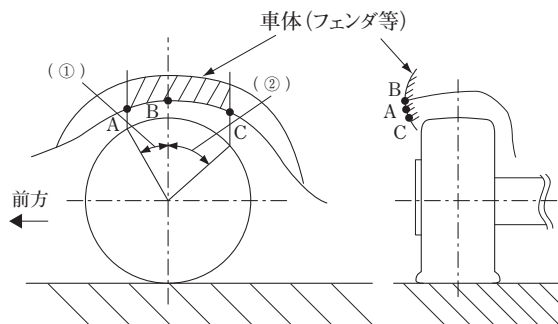
\*二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。

## 3 自動車の車体関係

### 1 車枠及び車体（フェンダ）

[過去出題例]

- ☑1. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方（①）度及び後方（②）度に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものは、回転部分の突出により他の交通の安全を妨げるおそれのないものとする。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方（①）度及び後方（②）度に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。[R5.1]
- ☑2. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車両中心を通りそれぞれ前方（①）°及び後方（②）°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものは、回転部分の突出により他の交通の安全を妨げるおそれのないものとする。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車両中心を通りそれぞれ前方（①）°及び後方（②）°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側が（③）となる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。[R4.1]



☑3. 次の文章は、「車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと」の基準に適合するものとして述べたものです。[R3.1]

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30度及び後方50度に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら（ ）の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30度及び後方50度に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が（ ）mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

☑4. 小型貨物自動車に装着された走行装置の回転部分の突出について測定したところ、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30度及び後方50度に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤであり、当該タイヤの直上の車体より車両の外側方向への突出量が5mmであったため、保安基準に適合するものと判断した。[R6.1]

☑5. 小型貨物自動車に装着された走行装置の回転部分の突出について測定したところ、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤであり、当該タイヤの直上の車体より車両の外側方向への突出量が8mmであったため、保安基準に適合しているものと判断した。[R2.1]

☑6. 車体の形状が「ステーションワゴン」である乗車定員6人の普通乗用自動車に装着された走行装置の回転部分の突出について、規定に従い測定したところ、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤであり、当該タイヤの直上の車体より車両の外側方向への突出量が10mmであったため、保安基準に適合しているものと判断した。[R1.2]

◎正解 1…①30/②50：2…①30/②50/③タイヤ：3…乗用/10：4…×：5…×：6…×

**[関係法令]**

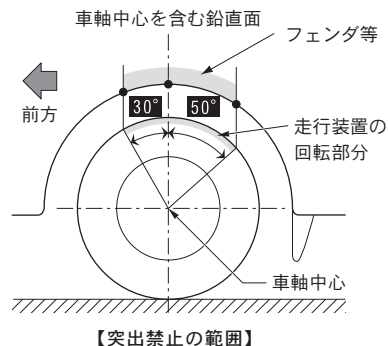
**◆審査規程7-28 車枠及び車体・要約**

[フェンダ（タイヤ等突出禁止の範囲）]

※昭和49年7月1日以降に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く）にこの基準が適用される。

突出禁止の範囲	突出禁止部位
前方30°～後方50°	走行装置の回転部分(*)

\*乗車定員9人以下の乗用自動車であって、前方30°及び後方50°の範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。  
▷未満はその数を含まない。



## 2 車枠及び車体（エア・スポイラ）

〔過去出題例〕

- ☑1. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に備えるエア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。ただし、次に掲げるいずれかの場合にあっては、この限りでない。〔R5.1〕
- (ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が (①) mmを超えない場合
  - (イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から (②) mm以上内側にある場合
  - (ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から (②) mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合
- この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から (②) mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。
- ☑2. 専ら乗用の用に供する乗車定員 (①) 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く）は、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。ただし、次に掲げるいずれかの場合にあっては、この限りでない。〔R4.2〕
- (1) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が (②) mmを超えない場合
  - (2) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から (③) mm以上内側にある場合
- ☑3. 次の文は、車体の外形その他自動車の形状に係る「鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと」の基準について述べたものです。〔R2.1〕
- 乗車定員5人の普通乗用自動車に備えるエア・スポイラ（自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く）は、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。ただし、次に掲げるいずれかの場合にあっては、この限りでない。
- (ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が (①) mmを超えない場合。
  - (イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から (②) mm以上内側にある場合。
  - (ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から (②) mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。
- ☑4. 乗車定員5人の小型乗用自動車において、側方への翼状のオーバー・ハング部を有しているエア・スポイラが取り付けられており、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造ではなかったが、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から155mm内側であったため、保安基準に適合するものと判断した。〔R6.2〕

◎正解 1…①20/②165：2…①10/②20/③165：3…①20/②165：4…×

**【関係法令】**

**◆審査規程 7-28 車枠及び車体・要約**

〔エア・スポイラ（\*）〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

基準が適用される自動車	基準	基準の適用除外（適合するもの）
<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車定員10人以下の乗用自動車</li> <li>車両総重量2.8t以下の貨物自動車</li> </ul>	<p>◎側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかのもの。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①オーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない</li> <li>②オーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある</li> <li>③オーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である                   <ul style="list-style-type: none"> <li>▷側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>
	<p>【オーバー・ハング部を有していても良い場合】</p>	

\*二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるエア・スポイラを除く。

**3 車枠及び車体（側面方向指示器の突出）**

〔過去出題例〕

☑1. 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、自動車の両側面に備える（ ）（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が（ ）mmを超えて突出しているものは、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして基準に適合しないものとする。〔R6.2〕

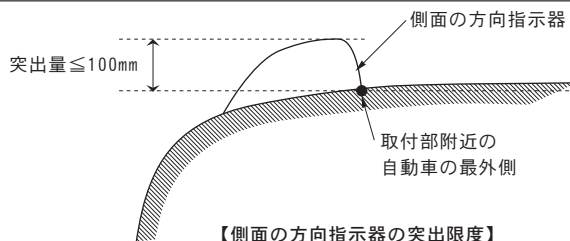
◎正解 1…方向指示器/100

**【関係法令】**

**◆審査規程 7-28 車枠及び車体・要約**

〔側面方向指示器の突出限度〕 ※平成20年12月31日以降に製作された自動車については、この基準は適用しない。

▪自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているものは基準に適合しない。





### 【排気騒音】 審査規程 9-5

◎平成 28 年騒音規制車であり、消音器についての改造又は交換を行った旨の記載がないため、新車時等の近接排気騒音値 83dB から 5 dB を超えないこと。

(ケ) …87.0dB…適合

### 【サイドスリップ】 審査規程 9-2

◎サイドスリップは、走行 1 m につき 5 mm 以下であること。

(コ) …イン 2.0mm…適合

### 【黒煙・粒子状物質】 審査規程 9-7

◎「2 PG」は平成 28 年規制車であり、光吸収係数は  $0.50 \text{ m}^{-1}$  以下であること。1 回目の測定値が閾値（規制値  $0.50 \text{ m}^{-1}$  の閾値は  $0.40 \text{ m}^{-1}$ ）以下の場合、当該測定値が光吸収係数となる。

(サ) … $0.38 \text{ m}^{-1}$ …適合

以上のことから、保安基準に適合しないものは「イ」、「オ」、「ク」である。

## 2 令和 6 年度 第 2 回問題

【1】主要諸元が〔表 A〕の自家用貨物自動車について、次の (1) ~ (3) により検査機器等で検査を実施した結果、〔表 B〕に示す計測値等を得た。

- (1) 制動力の測定時の天候条件は、晴天。また、車輪は、ブレーキ・テストのローラ上でロックしていない状態で測定した。
- (2) 前照灯の測定は、すれ違い用前照灯試験機を用いて、カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を測定した。
- (3) 当該車両の消音器（排気管含む）は指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられていた。

次の Ⅰ ~ Ⅲ の各問に答えなさい。

- Ⅰ〔表 B〕中の審査時車両状態における軸重 (A) 及び車両重量 (B) を数値で記入しなさい。
- Ⅱ〔表 B〕の①~⑥の数値を求め記入しなさい。また、①~⑥の数値を算出した結果、保安基準等に適合するものは「○」印を、適合しないものは「×」印を記入しなさい。なお、①及び②については小数第 3 位の数を切り上げ小数第 2 位まで記載した数値を記入し、③、④及び⑤については小数第 3 位の数を切り捨て小数第 2 位まで記載した数値を記入し、⑥については審査事務規程に基づき最大積載量を荷台容積で除した数値を記入しなさい。
- Ⅲ〔表 B〕の (ア) ~ (サ) の各項目について、保安基準に適合しないものをすべて記号で記入しなさい。

〔表A〕 主要諸元

初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の最高出力
令和4年9月	普通	貨物	ダンプ	177kW / 2300rpm
燃料の種類	最高速度	前軸重	後軸重	排出ガス規制の識別記号
軽油	90km/h	2890kg	2940kg	2PG
乗車定員	車両重量	車両総重量	最大積載量	騒音規制
3人	5830kg	13695kg	7700kg	平成28年騒音規制車 騒音カテゴリ N3B2A 近接排気騒音値 88dB
荷台内側長さ	荷台内側幅	荷台内側高さ		
3.600m	2.070m	0.800m		

〔表B〕 検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値はN、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用で表示しています。

制動力				前照灯		前部雾灯	警音器		
前軸	右	9290N	軸重 (A) kg	左右差 1220N ① N/kg	取付高さ	右 60 cm	左 61 cm	聴感・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 1px;">テスト</span> (キ) 113.0 dB	
	左	10510N							速度計の誤差 +・- (ク) 3.0 km/h
後軸	右	6420N	軸重 2940 kg	左右差 2110N ② N/kg	光軸	下 4 cm	下 1 cm	指示針の振れ km/h	
	左	4310N							③ N/kg
計	30530N		車両重量 (B) kg	④ N/kg	光度	主×100 cd	主×100 cd	タイヤの振れ %	
手動	11400N								⑤ N/kg
走行テスト等の方法と結果	最大積載量を荷台容積で除 = ⑥			⑥ N/kg	副×100 (オ) 121 cd	副×100 (カ) 119 cd	サイド・スリップ イン・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 1px;">アウト</span> 5.0mm (コ)	黒煙・粒子状物質	
その他								1	測定値 0.531 m <sup>-1</sup>
								視認・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 1px;">テスト</span> (サ) 0.51 m <sup>-1</sup>	

## 解説

### I

#### ・(A) 「審査時車両状態における前軸重」

〔表A〕及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重 A} = \text{前軸重} + 55\text{kg} = 2890\text{kg} + 55\text{kg} = 2945\text{kg}$$

#### ・(B) 「車両重量」

〔表A〕及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{車両重量 B} = \text{前軸重} + 55\text{kg} + \text{後軸重} = 2890\text{kg} + 55\text{kg} + 2940\text{kg} = 5885\text{kg}$$

◎第4章に収録した過去の試問については、令和7年1月を製作年月と改変し、模範解答及び解説を収録しています。

### 4-1 ▷令和6年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各々の文は、道路運送車両法について述べたものです。次の各問に答えなさい。

Ⅰ 次の文の（ ）に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 法第1条〔この法律の目的〕

この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(②)の防止その他の(③)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 法第2条〔定義〕

この法律で「自動車」とは、(④)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. 法第19条〔自動車登録番号標の表示の義務〕

自動車は、第11条第1項（同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、(⑤)しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により(⑥)しなければ、運行の用に供してはならない。

4. 法第71条〔予備検査〕

自動車予備検査証の有効期間は、(⑦)とする。

5. 法第98条〔不正使用等の禁止〕

何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を(⑧)し、若しくは変造し、又は(⑧)若しくは変造に係るこれらの物を使用してはならない。

6. 法第99条の2〔不正改造等の禁止〕

何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の(⑨)、装置の取付け又は(⑩)その他これらに類する行為であって、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

Ⅱ 次の文の（ ）に当てはまる最も適切な字句を下表から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用してもよい。

1. 法第12条〔変更登録〕

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から(①)日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りではない。

2. 法第31条〔打刻の塗まつ等の禁止〕

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は第32条の規定（職権による打刻等）による（②）を受けたときは、この限りでない。

3. 法第60条〔新規検査〕

国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の（③）に交付しなければならない。この場合において、（④）及び二輪の小型自動車については（⑤）を指定しなければならない。

イ：普通自動車	ロ：14	ハ：許可	ニ：使用者
ホ：登録自動車	ヘ：製造番号	ト：所有者	チ：7
リ：車両番号	ヌ：自動車製作者	ル：検査対象外軽自動車	ワ：15
カ：30	ヨ：検査対象軽自動車	タ：原動機番号	
レ：原動機付自転車	ツ：登録番号	ネ：命令	

【2】 次の各々の文について、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則及び自動車検査業務等実施要領に照らし、（ ）に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 次の表は、施行規則第2条〔自動車の種別〕別表第1から抜粋したものです。令和6年に製作された自動車について、表中の（ ）の中に入る適切な字句または数字を記入しなさい。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	〔略〕			
小型自動車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が（①）ℓ以下のものに限る。）	（②）m 以下	（③）m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る。）	（④）m 以下	（⑤）m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	〔略〕			
小型特殊自動車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

2. 自動車検査証の有効期間の満了する日が5月31日の場合、自動車検査証の満了する日の1月前の日は4月（⑥）日となる。

3. 限定自動車検査証の有効期間は、（⑦）日とする。

9. 一時抹消登録を受けた自家用小型乗用自動車の完成検査において、固定的取付方法によりエア・スポイラが取り付けられたことによって、当該自動車の長さが登録識別情報等通知書に記載されている長さより3cm長くなっていたが、エア・スポイラは指定部品であるため自動車検査員は、当該自動車の長さについて構造等に関する事項に変更がないものと判断し、保安基準適合証に証明し、事業者はこれを交付した。
10. 指定整備事業者が電磁的方法により保安基準適合証を交付する場合において、保安基準適合標章に印刷不良が生じた場合は、記載面を朱抹して、当該保安基準適合標章を2年間保存しなければならない。

## ▷ 模範解答

### 【1】

#### I

- ①-所有権：②-公害：③-環境：車両法1条
- ④-原動機：車両法2条2項
- ⑤-被覆：⑥-表示：車両法19条
- ⑦-3月：車両法71条3項
- ⑧-偽造：車両法98条1項
- ⑨-改造：⑩-取り外し：車両法99条の2

#### II

- ①-ワ (15)：車両法12条1項
- ②-ネ (命令)：車両法31条
- ③-ニ (使用者)：④-ヨ (検査対象軽自動車)：⑤-リ (車両番号)：車両法60条1項

### 【2】

- ①-0.660：②-3.40：③-1.48：④-2.50：⑤-1.30：施行規則2条、別表第1
- ⑥-30：実施要領3-4-18 (2)
- ⑦-15：車両法71条の2 3項
- ⑧-天災：⑨-伸長：車両法61条の2 1項
- ⑩-12：施行規則44条1項

### 【3】

#### I

- ①-ナ (連結装置中心)：②-ハ (12)：③-キ (13)：審査規程7-2-1 (1)
- ④-ホ (同時)：⑤-ノ (垂直)：⑥-ラ (1.7)：審査規程1-3
- ⑦-リ (装飾板)：審査規程7-41-8-1 (3) (審査規程7-41-1 (3))
- ⑧-ヤ (夜間)：審査規程7-66-3 (1) ⑭
- ⑨-ハ (12)：審査規程7-7-1 (1)
- ⑩-ニ (番号灯)：審査規程7-65-11-3 (7-65-3 (1) ⑧)
- ⑪-カ (400)：審査規程7-85-3 (1) ③
- ⑫-ヨ (中心)：審査規程7-66-3 (1) ③

#### II

- × (音が自動的に断続するものは不適合)：審査規程7-97-2 (1) ①
- (下縁の高さは地上350mm以上)：審査規程7-91-3 (2) ⑤
- × (乗車定員10人未満の乗用車は要装備)：審査規程7-45-8-1
- × (「突出量が10mm未満の場合は外側方向に突出していないものとみなす」という規定は貨物自動車には適用されない)：審査規程7-28-1 (3) ①